

横 手 市 農 業 委 員 会

令和 7 年度 第 6 回

農業委員会総会議事録

令和 7 年 9 月 16 日

令和7年度 第6回横手市農業委員会総会議事録

令和7年9月16日午前10時00分より下記案件審議につき、横手市農業委員会総会を浅舞地区交流センターに招集する。

記

1. 議事録署名委員の指名について
2. 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について
3. 議案第27号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について
4. 議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について
5. 議案第29号 農用地利用集積等促進計画（案）の審議について
6. 議案第30号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に伴う意見聴取について
7. 報告第8号 農地の転用事実に関する調査結果について

当日の出席委員

議席No.	委 員 氏 名	出欠	議席No.	委 員 氏 名	出欠
1	佐 藤 保	出	1 3	高 田 恵律子	出
2	佐々木 由紀子	出	1 4		欠
3	佐 藤 省 美	出	1 5	高 橋 馨	出
4		欠	1 6	佐 藤 吉 治	出
5		欠	1 7	高 橋 尚 也	出
6	千 葉 肇	出	1 8		欠
7	佐 藤 仁	出	1 9		欠
8	高 橋 正 也	出	2 0	丹 波 賢太郎	出
9	佐 藤 勇	出	2 1	武 藤 吉 喜	出
1 0	小笠原 夏 子	出	2 2	木 村 由美子	出
1 1		欠	2 3	堀 江 一 彦	出
1 2	千 田 誠 治	出	2 4	飯 野 正 和	出

当日の欠席委員

4番	石 山 俊 彦	委員
5番	佐 々 木 一 誠	委員
11番	新 山 武	委員
14番	近 江 清 廣	委員
18番	小松田 英 人	委員
19番	高 橋 康 弘	委員

農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	事務局長	岩 瀬 司
	局長代理兼農地振興係長	伊 藤 俊 一
	総務係長	佐々木 真
	総務係主査	佐 藤 絹 子
	農地振興係主査	佐 藤 亨
	農地振興係主査	柴 田 正 之
増田地域局		
平鹿地域局	専門員	武 田 和 典
雄物川地域局	農委事務局参事	土 田 勉
大森地域局	農委事務局主査	高 田 真 紀 子
	農委事務局主事	堀 江 つ く し
十文字地域局	農委事務局主査	原 か お る
山内地域局	農委事務局副主査	土 田 学
大雄地域局	農委事務局主査	照 井 理 香

議長	本日の出席者数は 18 名であります。 農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、ただ今から第 6 回横手市農業委員会総会を開会いたします。
議長	日程 1、「議事録署名委員の指名について」本件につきましては、「横手市農業委員会総会会議規則」第 23 条第 2 項の規定に定める議事録署名委員について、慣例により当職より指名することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	ご異議がないようですので、当職より 13 番 高田恵律子 委員 15 番 高橋馨 委員 の両名を指名いたします。
議長	日程 2、「議案第 26 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
議長	はじめに「1 番」は、議席番号 20 番 丹波賢太郎委員の自己の案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。 (議席番号 20 番 丹波賢太郎委員 一時退席)
議長	「1 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、説明いたします。議案書 2 ページをご覧ください。 「1 番」は、大森地域局管内からの申請です。制度改正に伴い、相対利用権設定から農地法第 3 条による賃貸借に切り替えるものです。 以上、配付しております別紙資料「農地法第 3 条調査書」の受付番号 1 番に記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 これより、現地調査されました委員から、補足等ありましたら、ご説明をお願いします。 (特になし)
議長	それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)

議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「1 番」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「1 番」については、許可することに決定いたします。 退席委員の入場を認めます。 (議席番号 20 番 丹波賢太郎委員 着席)
議長	次に、「2 番」から「7 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、説明いたします。 「2 番」につきましては、申請者からの申出により取下げされました。議事参与の制限の案件を除く案件は「3 番」から「7 番」まで、5 件です。議案書 2 ページをご覧ください。 「3 番」は、雄物川地域局管内からの申請です。買受により経営規模の拡大をするものです。 「4 番」、「5 番」は、十文字地域局管内からの申請です。「4 番」は、農業廃止のため、隣接地の耕作者へ農地を贈与するものです。議案書 3 ページをご覧ください。「5 番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。 「6 番」、「7 番」は、大雄地域局管内からの申請です。「6 番」は、経営移譲年金受給のため、親子間の使用貸借権を再設定するものです。「7 番」は、借受により経営規模の拡大をするものです。 以上、配付しております別紙資料「農地法第 3 条調査書」の受付番号 3 番から 7 番に記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。 (特になし)
議長	それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りいたします。「3 番」から「7 番」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。 (全員賛成)

議長

全員賛成ですので、「3 番」から「7 番」について、許可することに決定いたします。

議長

日程 3、「議案第 27 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 6 ページをお開き下さい。案件は 1 件になります。それでは、ご説明いたします。

「1 番」は、■■■■地域局管内からの申請です。本件は、議案書に記載のとおり令和 6 年 8 月 23 日付けで農地法第 5 条許可された案件の事業計画変更承認申請となります。

「事業計画変更の概要」は、申請者は、自動車関連の売買及び整備等を行う株式会社で、昨年自動車整備工場を新築する計画で農地法第 5 条許可を得ましたが、国道からの車の出入口が 1 カ所であり、近くに■■■■インターチェンジがあるなど事業開始時において渋滞を引き起こすと懸念されたことから、出入口をもう 1 カ所増やす計画に変更するために農地を取得し事業用地を拡張するため、事業計画変更を申請するものです。

「事業の実施状況」は、所有権移転登記済みで、現在敷地の造成中です。

「農地区分」は、7 ページの図面に示したとおり、円で示した部分の下側が、農地法施行規則第 43 条第 2 号ロに規定する「高速自動車国道その他の自動車のみの交通の用に供する道路の出入口の周囲おおむね 300 m 以内の区域」にある農地である第 3 種農地であり、それ以外は農地法施行令第 5 条第 1 号に規定するおおむね 10 h a 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地である第 1 種農地と判断されます。

「土地概要」は、申請地は、市役所■■■■庁舎から北東へ約 1.4 k m に位置しており、地目は登記が「田」及び「畑」、現況については先程ご説明したとおり現在敷地の造成中のところは「雑種地」、拡張部分については「田」となっております。隣接地の状況は、北側は「市道」、西側は「田」及び「原野」、南側は「宅地」、東側は「国道」となっております。

「資金計画」は、全額自己資金で対応するとのことで、金融機関の残高証明により確認済みです。

「排水計画」は、前回許可部分として、汚水・生活雑排水は、敷地内に設ける合併浄化槽で適切に処理し法定外水路へ放流させる計画で、拡張部分についてはありません。また、雨水排水については、全体として油水分離層で処理し、法定外水路へ放流させる計画です。

「被害防除」は、前回許可部分として、建物の位置・高さを考慮し、周辺の農地に支障のない計画となっており、拡張部分と合わせ周囲に影響が無いようにするとのことです。

「意見書」は、関連案件である農地法第 5 条の方でご説明します。

「他法令」については、都市計画法第 35 条の 2 の規定による開発行為の変更について協議中であり、許可見込みです。

「申請地」は、第 1 種農地及び第 3 種農地であり、前回許可された自動車修理工場に出入口として一体とした事業であることから、農地法施

	行規則第 35 条第 4 号に規定する「流通業務施設・休憩所・給油所・その他これらに類する施設で、一般国道の沿道の区域に設置」するものであり、「立地基準」及び「一般基準」を満たしていることが書面等により確認できるということから、許可相当に該当するものと考えます。 「現地調査」は、8 月 25 日、新山武委員と事務局で実施しております。説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。 (特になし)
議長	それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りいたします。「議案第 27 号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 27 号」について、承認することに決定いたします。
議長	日程 4、「議案第 28 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書 10 ページをお開き下さい。案件は 2 件になります。それでは、ご説明いたします。 1 番は、 地域局管内からの申請です。本件については、先ほどの議案第 27 号の面積の拡張に伴う事業計画変更承認申請関連案件で、秋田県農林水産部長通知において「転用に係る農地の面積を拡大するための事業計画の変更や、申請に係る土地が未だ農地性を有している状態での転用事業者の変更を承認した場合は、申請者に対し、改めて農地転用許可申請を行うよう指導するものとしします。」とされているため、変更承認申請に引き続いて農地転用許可申請をご審議いただくものです。 「農地区分」は、農地法施行令第 5 条第 1 号に規定するおおむね 10 ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるとの理由から、第 1 種農地と判断されます。 「意見書」は、秋田県雄物川筋土地改良区から、「1. 土地改良施設及び周辺農地の利用を阻害するような工事をしないこと。」「2. 排水放流については、関係機関と協議すること。」「3. その他、土地改良事業に支障を生ずる事項については、その都度協議し、必要な措置をとること。」との意見を付して同意する旨、提出されております。その他の説明については、先ほど議案第 27 号でご説明しておりますので、割愛させていただきます。

だきます。

「現地調査」は、8月25日、佐々木一誠委員、新山武委員と事務局で実施しております。

「2番」は、[REDACTED]地域局管内からの申請です。

「農地区分」は、農地法施行令第5条第1号に規定するおおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるとの理由から、第1種農地と判断されます。

「事業概要」は、申請者は社会福祉事業を行っている法人で、保育園の建築を計画していたが、園庭のための用地が無く、隣接地である申請地に園地の整備を計画したものです。

「土地概要」は、申請地は、市役所[REDACTED]庁舎から北へ約1.7kmに位置しており、地目は登記、現況とも「田」となっております。隣接地の状況は、北側は「市道」、西側は「田」、南側は水路を挟んで「田」、東側は水路を挟んで「宅地」となっております。

「資金計画」は、自己資金と国庫補助金で対応するとのことで、金融機関からの残高証明書及び国庫補助金の内示書により確認済みです。

「排水計画」は、汚水・生活雑排水はありません。雨水排水は自然流下させる計画です。

「被害防除」は、法面保護等により周囲への影響が無いようにすることです。

「意見書」は、秋田県雄物川筋土地改良区から、「1. 土地改良施設及び周辺農地の利用を阻害するような工事をしないこと。」「2. 排水放流については、関係機関と協議すること。」「3. その他、土地改良事業に支障を生ずる事項については、その都度協議し、必要な措置をとること。」との意見を付して同意する旨、提出されております。

「他法令」については、都市計画法第29条の規定による開発行為について協議中であり、許可見込みです。

「申請地」は、第1種農地であります。社会福祉法による社会福祉事業である保育園建築に伴い隣接する園庭を一体として整備しようとするもので、申請に係る農地を公益性が高いと認められる事業の用に供するために行われるものであることから、農地法施行規則第37条第1号に規定する「土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業」であり、「立地基準」及び「一般基準」を満たしていることが書面等により確認できるということから、許可相当に該当するものと考えます。

「現地調査」は、8月25日、佐藤吉治委員と事務局で実施しております。

以上の案件中の対象地については、市の「地域計画」に影響がないことを農業振興課に確認し、問題ない旨の回答を得ており、「農振の軽微変更通知」または「農用地区域に含めない現況農用地等の土地」の証明書等が提出されていることを申し添えます。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

16 番	些細な訂正ですが、社会福祉法ですから保育園ではなく保育所ですので、この議案書及び審査表の保育園を保育所に訂正してください。
事務局	はいありがとうございます。保育園を保育所に訂正いたします。
議長	ほかにご質問等ございませんか。
	(特になし)
議長	それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 28 号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 28 号」については、許可することに決定いたします。
議長	日程 5、「議案第 29 号 農用地利用集積等促進計画（案）の審議について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。はじめに所有権移転になります。議案書 14 ページの「整理番号 1163 番」から、「整理番号 1164 番」の 2 件は、令和 7 年 10 月 31 日付の県公告により、秋田県農業公社が出し手農家から農地を買い入れるものとなっております。令和 7 年 11 月総会以降に農家に売り渡す予定となっております。 議案書 14 ページの「整理番号 1165 番」の 1 件は、令和 7 年 10 月 31 日付の県公告により、秋田県農業公社が出し手農家から買い入れしていた農地を受け手農家に売り渡すものとなっております。 次に権利設定になります。議案書 15 ページの「整理番号 1166 番」から、議案書 24 ページの「整理番号 1249 番」の 84 件は、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 7 年 10 月 31 日付けの県公告により農家に貸し付ける予定となっております。なお、出し手、受け手のマッチングについては、配付しております議案第 29 号別紙資料「農地中間管理事業貸付・借受予定者一覧」でご確認ください。 続いて権利移転になります。現在の受け手農家から新たな受け手農家へ、賃借料や残存契約期間について、同一条件で利用権を移転するものです。議案書 25 ページの「整理番号 1250 番」の 1 件は、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 7 年 10 月 31 日付の県公告により新たな農

	家に貸し付ける予定となっております。なお、本農用地利用集積等促進計画の共有地及び未相続地に係る利用権設定については、二分の一を超える共有持分を有する者の同意を得ていることを確認しております。また、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配付しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りいたします。「議案第 29 号」について、承認することに賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 29 号」については、承認することとし、「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に答申することに決定いたします。
議長	暫時休憩いたします。 ～暫時休憩～
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。
議長	日程 6、「議案第 30 号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に伴う意見聴取について」を上程いたします。
議長	本件につきましては、横手市農業振興課から説明をお願いします。
農業振興課	事前に配付しております、「議案第 30 号別紙」、「地域計画の変更に伴う意見聴取について」をご説明いたします。別添の位置図、ほ場ごとに色塗りされている目標地図と一緒にご覧ください。 1 の地域計画変更により地域計画区域から除外する農用地等についてであります。番号 1 は、横手市■■■■■■■■■■の 2 筆の 1,779 m²で、■■■■番の 758 m²は、都市計画用途区域内の農地で、農地転用申請に伴い地域計画区域内農地から除外するものであり、■■■■番の 1,021 m²は、農振農用地区域からの除外に伴い地域計画区域内農地から除外するものであります。この 2 筆は、隣接している農地で、一体の事業用地の転用開発計画であるため、同一案件として、今回、地域計画区域内から除外するものです。立地条件から判断して、卸団地に隣接する事業施設用地で、「効率的かつ総合的な農業上の利用」や「地域計画の達成」に影響ない

	と判断されます。 番号 2 の横手市[]番の 29 m²は、農振農用地区域からの除外であります。集落内の住宅地に隣接する小規模な農地で、立地条件から判断して影響ないと判断されます。 続いて、2 の地域計画変更による地域計画の農業を担う者に追加記載する者についてであります。農業を担う者に追加記載する者は横手地域 1 名、増田地域 2 名、平鹿地域 3 名、大森地域 9 名、十文字地域 1 名の合計 16 名であります。この 16 名は、補助事業の採択に伴い、採択要件上、地域計画の「農業を担う者」に位置付けられることが必要になっており、番号 1 及び番号 7～16 の農業者は、「農地耕作条件改善事業」の 7～8 年度の採択に係る農業者であります。番号 2～6 の農業者は、「果樹経営支援対策事業」の 7～8 年度の採択に係る農業者であります。事業採択への影響が無いよう今回の変更で「農業を担う者」に追加記載するものであります。 最後の案件、3 の目標地図の変更についてであります。平鹿中吉田地区機構関連基盤整備事業の令和 8 年度採択申請に伴い、平鹿地域計画の目標地図に、別添の「経営形態計画図 秋田県中吉田地区」の地図を変更追加とするものです。本地図は、基盤整備事業計画の作成の過程で、土地改良区が主体となって、地域で話し合いを行って策定したもので、8 月 6 日に地域計画の「協議の場」を実施しております。目標地図では、3 法人が農地の集積・集約化を行う計画となっております。 案件の説明は以上です。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	農業振興課の説明がありました。 この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。
16 番	地域計画の変更に伴う意見聴取については、基盤強化法の中で農業委員会から意見聴取するものと認識しております。 しかしながら、それぞれ説明された内容について意見を申し上げる内容かと考えますとそこまでの内容にはなっておりませんし、意見聴取を必ずしも総会で聞かなければならない訳ではないと思います。 毎回のように農業振興から資料を出して説明され、それに対して総会の場で意見聴取しております。私はこの意見聴取を会長の専決事項に変えて、検討した結果を、事務局が説明することに代替できると思いますし、その方が事務効率が上がると思っております。もし意見があるとなれば、農業振興課と調整して各委員会等で検討すればいいのではないのでしょうか。 農業振興課については、このような意見で意見聴取することによろしいか。また、事務局には、会長専決事項として意見聴取できるのか伺います。
農業振興課	農業振興課として述べさせていただきます。 国のマニュアルでは、地域計画の変更、特に農地転用、農振農用地区域からの除外に伴う地域計画区域内からの除外については、事前に変更することとなっております。

	手続き上、その変更する際には、各機関の意見を聞くことになっております。農業委員会の場合は、総会で意見聴取する形となっておりますが、他に土地改良区や農協等にも意見を聞いており、それらの機関には、事務局の方に文書で意見聴取の依頼を出して、意見がないか、問題ないかなどの意見を文書で提出してもらい手続きを進めております。
16 番	ただ今の説明では、土地改良区などへは事務文書を発出し、それについて回答をいただいて意見聴取をされているのですからこのことも加えて、もっと簡易な方法でご検討いただけないか事務局へ伺います。
議長	ただ今のご意見を踏まえて、運営委員会もしくは農地・農政委員会で話をして、後日報告をいたしたいと思います。
16 番	運営委員会で検討するということによろしいでしょうか
議長	そうです。
議長	他に質問等ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りいたします。「議案第 30 号」について、承認することに賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 30 号」については、承認することとし、「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に答申することに決定いたします。
議長	暫時休憩いたします。 ～暫時休憩～
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。
議長	日程 7、「報告第 8 号 農地の転用事実に関する調査結果について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。
事務局	議案書 28 ページをお開き下さい。報告件数は 1 件になります。それでは、ご説明いたします。 「1 番」は、 地域局管内です。 「照会地」は、 地区交流センターから南へ約 1.5 k m に位置しております。隣接地との状況は、北側は「田」、南側は「宅地」、東側・西

側は「法定外水路」となっています。

「土地の状況」は、申請者の亡き父が 50 年以上前に知人に照会地を貸し、農地転用許可が必要であったことを認識しないまま畜舎を建築してしまったとのことで、現在は農機具格納庫として利用されており、農地としての利用は見込めないと判断し、「非農地」としました。

「現地調査」は、8 月 12 日、佐藤仁委員、高田恵律子委員、伊藤英幸推進委員と事務局で実施しております。

「調査結果」は、8 月 15 日付けで記載のとおり報告しております。
報告は以上です。

議長

事務局の報告が終わりました。これより、現地調査をされました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、「報告第 8 号」の報告を終わります。

議長

以上をもちまして、第 6 回総会を閉会します。
ご協力ありがとうございました。

(10 時 40 分) 閉会

上記会議の顛末を記録し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

横手市農業委員会

令和7年9月16日

議 長 飯 野 正 和

署名委員 高 田 恵律子

署名委員 高 橋 馨
